

「船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示」 の一部改正について

1. 背景

放射性物質の海上運送に関する安全基準は、国際原子力機関の定める放射性物質安全輸送規則（以下「IAEA輸送規則」という。）を、国連危険物輸送勧告モデル規則に取り入れた後、海上運送に関する固有の追加要件等について国際海事機関が定める国際海上危険物規程（以下「IMDGコード」という。）に反映することで策定されている。

我が国では、IMDGコードの内容を国内法である危険物船舶運送及び貯蔵規則及び船舶による危険物の運送基準等を定める告示並びに船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（以下「放告示」という。）に取り入れることで、IMDGコードを担保している。

2018年6月にIAEA輸送規則が改正されており、今般のIMDGコード第40次改正において海上運送に関する固有の追加要件等が取り入れられる予定である。このため、国内法として同コードを担保している放告示を改正することとする。

2. 概要

IMDGコード第40次改正に取り入れられた事項を踏まえ、放告示を以下のとおり改正する。

- ①表面汚染物「SCO-Ⅲ」の該当要件及び運送の安全確認に係る適合基準等を定める。
- ②新規7核種（ ^{135m}Ba (56), ^{69}Ge (32), ^{193m}Ir (77), ^{57}Ni (28), ^{83}Sr (38), ^{149}Tb (65), ^{161}Tb (65), 括弧内は原子番号)の放射性物質の基礎的数値（放射性輸送物として運送可能な放射エネルギーの限度及び運送に係る規制免除濃度）を定める。
- ③低比放射性物質「LSA-Ⅲ」に係る水中に7日間浸漬させた場合の漏出放射能が基準値以下であることという適合基準を削除する。
- ④その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	令和2年12月下旬
施	行	令和3年1月1日